

富田林市公告第54号

次期富田林市総合ビジョン等策定支援業務の受注候補者をプロポーザル方式にて選定するので、次のとおり告示する。

令和8年4月13日

富田林市長 吉村善美



1 業務概要

- (1) 業務名 次期富田林市総合ビジョン等策定支援業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別途配布する「次期富田林市総合ビジョン等策定支援業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで
- (4) 提案限度額 23,515,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※各年度の支払限度額は次のとおりとする。

令和8年度 15,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 8,015,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

提案事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和8年4月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 富田林市入札等参加停止要綱（令和2年富田林市要綱第7号）に基づく参加停止の措置を受けていないこと。また、同要綱第3条及び同要綱別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (2) 令和3年度以降において、地方公共団体における総合計画策定支援に係る業務（計画策定に係るアンケート調査や基礎調査のみの場合を除く。）を直接受託し、かつ、その業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。
- (3) 本業務を履行するにあたり、自らの組織と雇用関係にあるものを担当者として配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）に基づく入札等排除措置を受けていないこと。また、同要綱第4条の2及び同要綱別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (6) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続決定を受けている場合を除く。）
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（再生手続開始決定を受けている場合を除く。）
 - ③破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て
 - ④会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て
- (7) 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。
- (8) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- (9) 法人等及びその代表者が国税等（法人税、消費税、所得税）並びに本市に納税・納付義務を有する市、府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税及び国民健康保険料を滞納していない者であること。
- (10) 市入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、入札参加資格審査申請時に必要な提出書類について提出を求めるものとする。

3 選定手順

(1) 参加資格確認

上記の参加資格を満たしているかを、企画提案参加表明書等により確認する。

(2) 第1次審査（書類審査）

各提案事業者から提出のあった企画提案書等の内容を採点し、委員の評価の合計点数が上位の者から順に第2次審査に進むことのできる4者を選定する。ただし、提案事業者が4者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査のみを実施する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション等）

各提案事業者から提出のあった企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を採点し、委員の評価の合計点数が上位の者から順に受注候補者1者、次点受注候補者1者を選定する。

なお、応募者が1者の場合についても、同様の審査を行い、委員会において契約の目的を達成できると判断した場合、受注候補者として選定する。

4 手続等

(1) 担当課

富田林市 市長公室 政策推進課

住所 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話番号 0721-25-1000 (代表) 内線514

電子メールアドレス plan@city.tondabayashi.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

ア 交付期間 令和8年4月13日(月) 午前9時から
令和8年4月27日(月) 午後5時30分まで

イ 交付方法 本市ウェブサイト上で行う。

(3) 企画提案参加表明書等の提出

ア 提出期限 令和8年4月13日(月) 午前9時から
令和8年4月27日(月) 午後5時30分まで

イ 提出方法 電子メール

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期間 令和8年4月28日(火) 午前9時から
令和8年5月15日(金) 午後5時30分まで

イ 提出方法 電子メール

(5) プレゼンテーション等

日 程 令和8年5月27日(水) (予定)

※詳細は別途通知

(6) プロポーザル審査結果の通知

ア 通知日 令和8年5月末頃(予定)

イ 通知方法 電子メール

5 結果の公表

受注候補者の選定後、選定結果に関する情報について、次の方法により公表する。

(1) 公表方法 本市ウェブサイトで行う

(2) 公表内容

- ・最優秀提案事業者(受注候補者)名並びにその提案金額と総合評価点
- ・全提案事業者の提案金額と評価点合計 ※得点順
- ・委員会委員の氏名、所属等

6 その他

- (1) 本提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (2) 原則として、提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (5) 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。

- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- (7) 参加辞退は自由であり、辞退しても以降における不利益な扱いはしない。なお、参加表明書の提出後に本企画提案への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届を文書で提出すること。
- (8) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。
- (9) 審査結果に対する異議は一切認めない。

以上